

事 務 連 絡
平成20年11月28日

各検疫所 御中

医薬食品局食品安全部監視安全課
輸入食品安全対策室

モニタリング検査の強化について
(台湾産チャイロマルハタ)

平成20年度輸入食品等モニタリング計画については、平成20年3月31日付け食安輸発第0331004号（最終改正：平成20年6月25日付け食安輸発第0625011号）に基づき実施しているところです。

今般、検疫所のモニタリング検査の結果、台湾産生鮮養殖チャイロマルハタにおいて食品衛生法違反の事例があったことから、下記の食品については、食品衛生法違反の蓋然性を判断する目的で、マラカイトグリーンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応するので、検査の実施方よろしくお願いします。

記

- 1 対象食品
台湾産養殖チャイロマルハタ及びその加工品（簡易な加工に限る。）
- 2 検査項目及び検査頻度
 - (1) FORTUNE PUBLIC LIMITED COMPANY が製造又は輸出した1の食品が輸入届出された場合は、貨物を保留の上、輸入者に対し、マラカイトグリーンに係る自主検査を実施するよう指導すること。
 - (2) 1の食品について、マラカイトグリーンに係るモニタリング検査の頻度を30%に引き上げて対応すること。

(違反事例)

1. 品 名：生鮮養殖チャイロマルハタ
2. 生産国：台湾
3. 輸 出 者：FORTUNE PUBLIC LIMITED COMPANY
4. 検査結果：マラカイトグリーン 0.007ppm（基準：不検出）
5. 検 疫 所：福岡検疫所福岡空港検疫所支所（届出受付番号：第94000995560号1欄）
6. 輸 入 者：株式会社 藤木水産